平成二年法律第四十四号

市民農園整備促進法

第一条 この法律は、主として都市の住民のレク 活の確保を図るとともに、良好な都市環境の形 リエーション等の用に供するための市民農園の 成と農村地域の振興に資することを目的とす ずることにより、健康的でゆとりのある国民生 整備を適正かつ円滑に推進するための措置を講 3

(定義)

第二条 この法律において「農地」とは、 じ。) の目的に供される土地をいう。 ものとみなされる農作物の栽培を含む。以下同 第四十三条第一項の規定により耕作に該当する (農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号) この法律において「市民農園」とは、第一号 耕作 5 4

に掲げる農地及び第二号に掲げる施設の総体を 6

で次のイ又は口のいずれかに該当するもの 貸付け」という。)の用に供される農地 号)第十条に規定する特定都市農地貸付け け」という。)又は都市農地の貸借の円滑 第二条第二項に規定する特定農地貸付け 主として都市の住民の利用に供される農地 化に関する法律(平成三十年法律第六十八 (第十一条第一項において「特定都市農地 (第十一条第一項において「特定農地貸付 に関する法律(平成元年法律第五十八号) 特定農地貸付けに関する農地法等の特例 7

施設」という。) 保全又は利用上必要な施設(以下「市民農園 機具収納施設、休憩施設その他の当該農地の 前号に掲げる農地に附帯して設置される農 目的とする権利の設定又は移転を伴わない れる農地(賃借権その他の使用及び収益を 目的で継続して行われる農作業の用に供さ で、レクリエーションその他の営利以外の相当数の者を対象として定型的な条件 で当該農作業の用に供されるものに限る。)

(基本方針)

第三条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内 う。) を定めることができる 整備に関する基本方針(以下「基本方針」とい ことが必要であると認めるときは、市民農園の 場合において、その適正かつ円滑な整備を図る において相当数の市民農園の整備が見込まれる

> るものとする。 基本方針においては、次に掲げる事項を定め

2

- 市民農園として整備すべき区域の設定に関
- 備に関する事項 市民農園施設の設置その他の市民農園の整
- 三 市民農園の利用条件その他の市民農園の運 営に関する事項
- のほか、市民農園の整備の基本的な方向その他基本方針においては、前項各号に掲げる事項 必要な事項を定めるよう努めるものとする。 基本方針は、良好な都市環境の形成及び農村
- ばならない。 地域の振興に資するように定めるものでなけれ
- 計画との調和が保たれたものでなければならな基本方針は、都市計画及び農業振興地域整備 ١,

都道府県知事は、情勢の推移により必要が生

- じたときは、基本方針を変更することができ
- を変更したときは、遅滞なく、これを公表しな・ 都道府県知事は、基本方針を定め、又はこれ ければならない。 (市民農園区域)

第四条 市町村は、基本方針に基づき、農業委員 会の決定を経て、当該市町村の区域内の一定の 第七条第一項の規定による市街化区域をいう。 区域(都市計画法(昭和四十三年法律第百号) 区域で次に掲げる要件に該当するもの(市街化 除く。)を市民農園として整備すべき区域(以 第七条第一項において同じ。)内にある区域を ことができる 下「市民農園区域」という。)として指定する

らみて、市民農園として利用することが適当 と認められること。 当該区域内に相当規模の一団の農地が存在 かつ、その自然的条件及び利用の動向か

若しくは家畜の放牧の目的に供される土地を として耕作若しくは養畜の事業のための採草 辺の地域における農用地(耕作の目的又は主 ずるおそれがないこと。 の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生 いう。次条第三項において同じ。)の農業上 当該区域の位置及び規模からみて、その周

三 交通施設の整備の状況その他都市の住民の 利用者が相当程度見込まれる区域であるこ 利用上必要な立地条件からみて、市民農園の

- 2 ければならない。 ときは、あらかじめ、都道府県知事に協議しな 市町村は、市民農園区域を指定しようとする
- 3 遅滞なく、これを公表しなければならない。 市町村は、市民農園区域を指定したときは、
- 農園区域を変更するものとする。 により必要が生じたときは、その指定した市民 市町村は、基本方針の変更その他情勢の推移
- 5 る市民農園区域の変更について準用する。 第二項及び第三項の規定は、前項の規定によ

第五条 市町村は、前条第一項の規定により市民 を行うことができる。 土地の市民農園としての利用と農業上の利用と 当該市民農園区域及びその周辺の地域における 用途に供されることが見通されることにより、 農園区域内にある土地の一部が市民農園以外の る場合において、その指定し又は変更しようと 農園区域を指定し、又は同条第四項の規定によ 内にある土地を含む一定の土地に関し交換分合 必要があると認めるときは、当該市民農園区域 地の市民農園としての利用を確保するため特に の調整に留意して当該市民農園区域内にある土 用の現況、農業経営の動向等からみて当該市民 する市民農園区域内における土地の保有及び利 りその指定した市民農園区域を変更しようとす (交換分合)

2 市町村は、前項の規定により交換分合を行お 借権、使用貸借による権利又はその他の使用及 その交換分合計画により交換分合をすべき土地 うとするときは、農林水産省令・国土交通省令 ばならない。 同意を得て、都道府県知事の認可を受けなけれ について所有権、地上権、永小作権、質権、賃 で定めるところにより、交換分合計画を定め、 び収益を目的とする権利を有する者のすべての

3 としての利用を確保するとともに、当該市民農 でなければならない。 の他農業構造の改善に資するように定めるもの 園区域の周辺の地域における農用地の集団化そ 園としての利用と農業上の利用との調整に留意 区域及びその周辺の地域における土地の市民農 して当該市民農園区域内にある土地の市民農園 交換分合計画は、第一項に規定する市民農園

第六条 農業振興地域の整備に関する法律(昭和 並びに土地改良法 四十四年法律第五十八号)第十三条の三の規 五号) 第九十九条 (第一項及び第二項を除く。) (昭和二十四年法律第百九十

> める。 準用について必要な技術的読替えは、政令で定 準用する。この場合において、これらの規定の は、前条第一項の規定による交換分合について 百十五条、第百十八条(第二項を除く。)並び 百十二条、第百十三条、第百十四条第一項、 で、第百八条第一項及び第二項、第百九条、 に第百二十一条から第百二十三条までの規定 第百一条第二項、第百二条から第百七条ま 第第

(市民農園の開設の認定)

画法第四条第六項に規定する都市計画施設の区第七条 市民農園区域内又は市街化区域(都市計 ある旨の認定を受けることができる。 町村に提出して、当該市民農園の開設が適当で これを申請書に添えてその所在地を管轄する市 計画(以下「整備運営計画」という。)を定め、 ころにより、市民農園の整備及び運営に関する 者は、農林水産省令・国土交通省令で定めると 行区域その他の区域で政令で定めるものを除 く。)内において市民農園を開設しようとする 域、同条第七項に規定する市街地開発事業の

- 記載しなければならない。 前項の整備運営計画には、次に掲げる事項を
- び面積 市民農園の用に供する土地の所在、
- ずれに属するかの別 並びに第二条第二項第一号に掲げる農地 市民農園の用に供する農地の位置及び面
- 三 市民農園施設の位置及び規模その 農園施設の整備に関する事項 他の
- 利用者の募集及び選考の方法
- 利用期間その他の条件
- 方法 市民農園の適切な利用を確保するため

資金計画

- その認定をするものとする。 ると認めるときは、農業委員会の決定を経て、 において、その申請が次に掲げる要件に該当す 八 その他農林水産省令・国土交通省令で定め 市町村は、第一項の認定の申請があった場合 る事項 ものであること。
- 整備運営計画の内容が基本方針に適合する
- 一 市民農園の適正かつ円滑な利用を確保する 見地からみて、市民農園の用に供する農地及 び市民農園施設が適切な位置にあり、かつ、 妥当な規模であること

営農条件及び生活環境の確保に支障を生ずる おそれがないものであること。 るおそれがなく、かつ、周辺の地域における 水道等の公共施設の有する機能に支障を生ず 設の位置及び規模からみて、周辺の道路、 市民農園の用に供する農地及び市民農園施 2

正なものであること。 利用者の募集及び選考の方法が公平かつ適

用を確保するために有効かつ適切なものであ ること 前項第五号から第八号までに掲げる事項が 民農園の確実な整備及び適正かつ円滑な利 3

あること、 その他政令で定める基準に適合するもので

意を得なければならない。 とするときは、あらかじめ、都道府県知事の同 市町村は、第一項の規定による認定をしよう

受けなければならない。 画を変更しようとするときは、市町村の認定を 者」という。)は、当該認定に係る整備運営計 第一項の認定を受けた者(以下「認定開設

る整備運営計画の変更の認定について準用す第三項及び第四項の規定は、前項の規定によ

(報告の徴収)

第八条 市町村長は、認定開設者に対し、市民農 ことができる。 園の整備又は運営の状況について報告を求める

第九条 市町村長は、認定開設者が認定に係る整 な改善措置をとるべきことを勧告することがで 又は運営を行っていないと認めるときは、当該 認定があったときは、その変更後のもの。以下 備運営計画(第七条第五項の規定による変更の 「認定計画」という。)に従って市民農園の整備 相当の期限を定めて、必要 2

(認定の取消し

消すことができる。 七条第一項又は第五項の規定による認定を取り 者が当該勧告に従わないときは、市町村は、第 前条の規定による勧告を受けた認定開設

(農地法等の特例)

第十一条 第七条第一項又は第五項の規定による 定を受けた市民農園に係る特定農地貸付け又は るものである場合には、認定開設者は、当該認 認定が第二条第二項第一号イに掲げる農地に係

とについて、同法第四十三条第一項の規定によ

物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはそ 区域以外の区域内において、認定市民農園建築 可を受けた同法第四条第十三項に規定する開発

の用途を変更して認定市民農園建築物とするこ

途の変更が同条第二項の政令で定める許可の基

に係る認定市民農園建築物の新築、改築又は用

条において準用する場合を含む。)の承認を受 けたものとみなす。 (都市農地の貸借の円滑化に関する法律第十一 する農地法等の特例に関する法律第三条第三項 特定都市農地貸付けにつき特定農地貸付けに関

外のものにする場合には、農地法第四条第一項 の許可があったものとみなす。 認定開設者が認定計画に従って農地を農地以

の採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをの土地で、主として耕作又は養畜の事業のため 外のものにするため又は採草放牧地(農地以外 条第一項の許可があったものとみなす。 的とする権利を取得する場合には、農地法第五 らの土地について所有権又は使用及び収益を目 地以外のもの(農地を除く。)にするためこれ いう。以下この項において同じ。)を採草放牧 認定開設者が認定計画に従って農地を農地以

(都市計画法の特例)

第十二条 認定開設者が認定計画に従って整備す の指定都市若しくは同法第二百五十二条の二十法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項 る市民農園施設のうち休憩施設である建築物 第二条第一号に規定する建築物をいう。以下こ は、同条第十四号に掲げる開発行為とみなす。 都市計画法第三十四条の規定の適用について じ。) に係るもの (都市計画法第三十四条各号 よる市街化調整区域をいう。次項において同 目的で行う土地の区画形質の変更であって市街 十三号に規定する建築をいう。)の用に供する 築物」という。)の建築(建築基準法第二条第 の条において同じ。)その他の市民農園の適正 に掲げる開発行為に該当するものを除く。)は、 化調整区域(都市計画法第七条第一項の規定に で定めるもの(次項において「認定市民農園建 かつ有効な利用を確保するための建築物で政令 (建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 都道府県知事又は地方自治法(昭和二十二年

きは、その許可をしなければならない。 基準の例に準じて定められた基準に適合すると (市民農園の整備についての配慮) 準のうち同法第三十三条に規定する開発許可の

第十三条 国の行政機関又は地方公共団体の長 園の用に供するため法律の規定による許可その 整備の促進が図られるよう適切な配慮をするも 他の処分を求められたときは、当該市民農園 は、認定計画に従って土地を認定に係る市民農 のとする。

(資金の確保等)

って行われる市民農園の整備に要する経費に充第十四条国及び地方公共団体は、認定計画に従 てるために必要な資金の確保又はその融通のあ っせんに努めるものとする。

(援助)

第十五条 国及び地方公共団体は、認定開設者に 努めるものとする。 対し必要な助言、指導その他の援助を行うよう

百九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁第十六条 第六条において準用する土地改良法第 第十七条 第八条の規定による報告をせず、又は 刑又は五十万円以下の罰金に処する。

虚偽の報告をした者は、二十万円以下の罰金に

理人、使用人その他の従業者が、その法人又は第十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代 処する。 は人に対して各本条の罰金刑を科する。 人の業務又は財産に関して前二条の違反行為を したときは、行為者を罰するほか、その法人又

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。

号 附 則 (平成六年六月二九日法律第四九

(施行期日)

ち都市計画法第二十九条第一項の規定による許

一第一項の中核市の長は、市街化調整区域のう

1 を改正する法律中地方自治法第三編第三章の改行の日から、第二章の規定は地方自治法の一部律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法律第四十八号)中地方自治法(昭和二十二年法地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法地方自治法の一部を改正する法律(平成六年法)を改正する法律(平成六年法)を改正する。 正規定の施行の日から施行する。 この法律中、第一章の規定及び次項の規定は

(平成一一年七月一六日法律第八

| すする。ただし、次の各号に掲げる規定は、当第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施 該各号に定める日から施行する。

分を除く。)並びに附則第七条、第十条、第条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部 係る部分を除く。) 並びに第四百七十二条の 条、第百六十三条、第百六十四条並びに第二 百五十七条第四項から第六項まで、第百六十 項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第 規定(市町村の合併の特例に関する法律第六 百二条の規定 公布の日 十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四 九項及び第十項の改正規定(同法附則第十項 。) に限る。)、第四十条中自然公園法附則第 (両議院の同意を得ることに係る部分に限る (農業改良助長法第十四条の三の改正規定に に係る部分に限る。)、第二百四十四条の規定 第一条中地方自治法第二百五十条の次に五 (同法第二百五十条の九第一項に係る部分 節名並びに二款及び款名を加える改正規

(市民農園整備促進法の一部改正に伴う経過措

第九十九条 施行日前に第二百九十九条の規定に による協議を行った市民農園区域とみなす。 する場合を含む。次項において同じ。) の規定 う。) 第四条第二項(同条第五項において準用 この条において「新市民農園整備促進法」とい 規定による改正後の市民農園整備促進法(以下 同意を得た市民農園区域は、第二百九十九条の 合を含む。次項において同じ。)の規定による 第四条第二項(同条第五項において準用する場 において「旧市民農園整備促進法」という。) よる改正前の市民農園整備促進法(以下この条

2 この法律の施行の際現に旧市民農園整備促進 規定によりされた協議の申出とみなす。 申請は、新市民農園整備促進法第四条第二項 法第四条第二項の規定によりされている同意の (国等の事務)

第百五十九条 この法律による改正前のそれぞれ 第百六十一条において「国等の事務」という。) 他の地方公共団体その他公共団体の事務(附則 れに基づく政令により管理し又は執行する国、 前において、地方公共団体の機関が法律又はこ の法律に規定するもののほか、この法律の施行 は、この法律の施行後は、 地方公共団体が法律

の事務として処理するものとする 又はこれに基づく政令により当該地方公共団体

第百六十条 この法律 (附則第一条各号に掲げる 除き、この法律の施行の日以後における改正後 の条において「申請等の行為」という。)で、 の行為又は申請等の行為とみなす。 それぞれの法律の相当規定によりされた処分等 のそれぞれの法律の適用については、改正後の む。)の経過措置に関する規定に定めるものを 後のそれぞれの法律(これに基づく命令を含 のは、附則第二条から前条までの規定又は改正 る行政事務を行うべき者が異なることとなるも この法律の施行の日においてこれらの行為に係 されている許可等の申請その他の行為(以下こ の際現に改正前のそれぞれの法律の規定により 可等の処分その他の行為(以下この条において 改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許 附則第百六十三条において同じ。) の施行前に 規定については、当該各規定。以下この条及び 「処分等の行為」という。)又はこの法律の施行

2 この法律の施行前に改正前のそれぞれの法律 それぞれの法律の規定を適用する。 ないものとみなして、この法律による改正後の ればならない事項についてその手続がされてい 対して報告、届出、提出その他の手続をしなけ 規定により国又は地方公共団体の相当の機関に ほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当 びこれに基づく政令に別段の定めがあるものの 続がされていないものについては、この法律及 らない事項で、この法律の施行の日前にその手 報告、届出、提出その他の手続をしなければな の規定により国又は地方公共団体の機関に対し

(不服申立てに関する経過措置)

第百六十一条 施行日前にされた国等の事務に係 下この条において「上級行政庁」という。)が前に行政不服審査法に規定する上級行政庁(以 であった行政庁とする。 行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁 おいて、当該処分庁の上級行政庁とみなされる 行政不服審査法の規定を適用する。この場合に に引き続き上級行政庁があるものとみなして、 ついては、施行日以後においても、当該処分庁 あったものについての同法による不服申立てに この条において「処分庁」という。)に施行日 る処分であって、当該処分をした行政庁(以下

2 る行政庁が地方公共団体の機関であるときは 前項の場合において、上級行政庁とみなされ

> 当該機関が行政不服審査法の規定により処理す る。 ることとされる事務は、新地方自治法第二条第 九項第一号に規定する第一号法定受託事務とす

(手数料に関する経過措置)

第百六十二条 に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例料については、この法律及びこれに基づく政令 含む。)の規定により納付すべきであった手数 改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を による。 施行日前においてこの法律による

(罰則に関する経過措置)

第百六十三条 この法律の施行前にした行為に対 る。 する罰則の適用については、なお従前の例によ

(その他の経過措置の政令への委任)

第百六十四条 この附則に規定するもののほか、 この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に 関する経過措置を含む。)は、政令で定める。 (検討)

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及 第二百五十条 新地方自治法第二条第九項第一号 財源の充実確保の方途について、経済情勢の推 国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税 び新地方自治法に基づく政令に示すものについ ともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及 きる限り新たに設けることのないようにすると 移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、 え、適宜、適切な見直しを行うものとする。 ては、地方分権を推進する観点から検討を加 に規定する第一号法定受託事務については、で

附 一六〇号) 則 (平成一一年一二月二二日法律第 抄

必要な措置を講ずるものとする。

(施行期日)

第一条 この法律 (第二条及び第三条を除く。) る日から施行する。 し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定め する法律附則の改正規定に係る部分に限る。) 及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質 平成十三年一月六日から施行する。ただ 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二 ·四条第二項、第千三百二十六条第二項及び

三号) 則 (平成一二年五月一九日法律第七

第千三百四十四条の規定 公布の日

第一条 この法律は、公布の日から起算して一 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 (施行期日)

(施行期日) 六号)

則

(平成一八年五月三一日法律第四

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年 から施行する。 六月を超えない範囲内において政令で定める日

七号) (平成二一年六月二四日法律第五

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月 当該各号に定める日から施行する。 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から

附則第四十三条の規定 公布の日

第四十三条 この附則に定めるもののほか、この 法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定 (政令への委任)

める。 則 (平成二三年八月三〇日法律第

(施行期日)

〇五号)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。 (罰則に関する経過措置)

|第八十一条 この法律 (附則第一条各号に掲げる る罰則の適用については、なお従前の例によ 合におけるこの法律の施行後にした行為に対す 規定によりなお従前の例によることとされる場 る。 て同じ。) の施行前にした行為及びこの附則の 規定にあっては、当該規定。以下この条におい

(政令への委任)

の法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関第八十二条 この附則に規定するもののほか、こ する経過措置を含む。)は、政令で定める。

号) 則 抄 (平成二六年五月三〇日法律第四

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年 施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 当該各号に定める日から施行する。

する特例/第三節 目次の改正規定 (「/第二節 特例市に関する特例/」 中核市に関

> 部分に限る。)、第二百五十二条の二十二第一 条までの規定 平成二十七年四月一日 条、第六十九条及び第七十一条から第七十五 十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八 第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五 第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、 条、第四十条、第四十一条、第四十五条から 次条、附則第三条、第三十三条、第三十四 の三十七の次に二条を加える改正規定並びに 改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六 項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る 十条の四十とする改正規定及び第二百六十条 を「第二節 中核市に関する特例」に改める

(市民農園整備促進法の一部改正に伴う経過措

第五十五条 施行時特例市に対する前条の規定に 二号)附則第二条に規定する施行時特例市」と 市」とあるのは「中核市若しくは地方自治法 若しくは」とあるのは「指定都市、」と、「中核 項の規定の適用については、同項中「指定都市 よる改正後の市民農園整備促進法第十二条第二 部を改正する法律(平成二十六年法律第四十

三号) 則 抄 (平成三〇年五月一八日法律第二

(施行期日)

第一条 この法律は、 を超えない範囲内において政令で定める日から 施行する。 公布の日から起算して六月

八号) 附 則 抄 (平成三〇年六月二七日法律第六

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月 施行する。 を超えない範囲内において政令で定める日から

号) 則 抄 (令和四年六月 一七日法律第六八

(施行期日)

該各号に定める日から施行する。 行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、 7する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当この法律は、刑法等一部改正法施行日から施

第五百九条の規定 公布の日